

すべての学校、すべての学級で実践する調布市の特別支援教育

一人一人の子どもには、多様なニーズがあります。「一人一人の子どもの、それぞれのニーズに対応する教育」が「特別支援教育」です。
どの子どもも十分な教育が受けられ、共に学び、共に生きる社会を目指し、調布市では、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進していきます。
平成30年度は、「小・中学校における特別支援教室巡回指導」を推進します。



担任、保護者だけでなく、多くの大人が子どもにかかわり、子どものニーズを多面的にとらえます。

子どものニーズ

一人一人の子どもができる限り共に学べる・共に生きることを目指すとともに、その時点でのニーズに対応した多様な学びの場を提供

【通常の学級における学び】

- 誰もが、共に楽しく学び続けることができるようにします。
- ・すべての子どもに分かりやすい授業
 - ・ニーズに応じて、子どもが十分な教育を受けられ、共に学べるための個別の支援（合理的配慮）を提供

【特別支援教室巡回指導における学び】

- 特定の学びにくさやコミュニケーションの苦手さ等により、通常の学級で困っている状況を改善します。
- ・普段は、通常の学級で学習
 - ・自校の特別支援教室で、ニーズに応じた個別及び小集団学習の実施（週1～8時間）

【きこえ・ことばの教室における学び】

- 話すことや聞くことで、困っている状況を改善します。
- ・普段は、通常の学級で学習
 - ・第一小学校で、「きこえ・ことば」に関わるニーズに特化した個別学習の実施（週1～8時間）

【特別支援学級（固定学級）における学び】

- 子どもが将来的に自立するための学習及び生活の指導をします。
- ・知的な遅れのニーズに対応した教育
 - ・1学級当たり8名の学級編成による、きめ細かな支援の実施

【特別支援学校（都立）における学び】

- 子どもが将来的に自立するための学習及び生活の指導をします。
- ・知的な遅れのニーズに対応した教育
 - ・1学級当たり6名の学級編成による、よりきめ細かな支援の実施

小学校における特別支援教室巡回指導を推進します

これまで

- ・平成27年度より全小学校に特別支援教室を設置し、巡回指導を開始
- ・特別支援教室拠点校は4校（調和小、石原小、柏野小、飛田給小）

平成30年度から

- ・特別支援教室拠点校を8校に増設（調和小、石原小、柏野小、飛田給小、緑ヶ丘小、杉森小、深大寺小、布田小）
- ※特別支援教室拠点校→巡回指導教員がいる学校
巡回指導教員が各学校へ行き、指導します。

期待される効果

- ・巡回指導教員が在籍学級教員とかかわる時間が増え、在籍学級とのさらなる連携が図られます。
- ・特別支援教室拠点校になる学校の特別支援教育がより充実します。

中学校における特別支援教室巡回指導を開始します

これまで

- ・特別支援教室拠点校（通級指導学級）は1校（六中）
- ・生徒は、六中に移動して指導を受ける

平成30年度から

- ・四中、六中、八中に特別支援教室を設置（※他校は、六中に通います）
- ・特別支援教室拠点校は1校（六中）
- ・四中、六中、八中の生徒は、校内の特別支援教室で指導を受ける
- ・平成31年度は全校に特別支援教室を設置（拠点校は六中、八中、他1校）

期待される効果

- ・行き帰りの通学にかかる負担が軽減されるとともに、生徒が在籍校で過ごす時間が増え、授業の進度への不安が軽減されます。
- ・学級への適応状況に応じた、きめ細かな指導が受けられます。

小学校における特別支援教室巡回指導 Q & A

Q 1 巡回指導教員が在籍する学校（特別支援教室拠点校）が増えることによって、どのようなメリットがありますか。

A 1 拠点校が増えることによって、各巡回指導教員が担当する学校が減少し、在籍学級との連携が密になります。その結果、子どものニーズに対応した、よりきめ細かな指導が期待できます。

Q 2 平成30年度からはじまる巡回指導の拠点校と、巡回指導教員が巡回する学校（巡回校）の内訳を教えてください。

A 2 以下の表のようになります。

ブロック名	拠点校	巡回校①	巡回校②	ブロック名	新設の拠点校	巡回校
第1ブロック	調和小 (のがわ教室)	若葉小	国領小	第5ブロック	緑ヶ丘小	滝坂小
第2ブロック	石原小 (いしわら教室)	第一小	第二小	第6ブロック	杉森小	染地小
第3ブロック	柏野小 (かにやま教室)	八雲台小	上ノ原小	第7ブロック	深大寺小	北ノ台小
第4ブロック	飛田給小 (ゆずりは教室)	第三小	多摩川小	第8ブロック	布田小	富士見台小

Q 3 巡回指導を受ける子どもの保護者にとって、何が変わるのでしょうか。

A 3 これまで利用していた方は、巡回指導教員が代わることもあります。巡回指導教員が在籍学級と連携する場が増え、必要に応じて在籍学級担任、巡回指導教員、保護者等による三者面談を実施することが容易になります。

Q 4 子どもに対する今までの指導計画や指導内容等について、引継ぎはされるのでしょうか。

A 4 旧担当教員と新担当教員同士で事前に打ち合わせを行い、今までの指導計画や指導内容等について確実な引継ぎを行います。その上で、保護者との面談等を通し、ニーズに対応した指導方針を立案していきます。

中学校における特別支援教室巡回指導 Q & A

Q 1 在籍校で指導を受けられるということですが、今後は、すべての中学校で巡回指導が行われるのですか。

A 1 はい、そうです。しかし、平成30年度は第六中学校の他、第四中学校、第八中学校で巡回指導を実施します。平成31年度には、すべての中学校で巡回指導を実施する予定です。

Q 2 平成30年度については、第四中学校、第六中学校、第八中学校以外の中学校は、どのような体制になりますか。

A 2 上記の3校以外の中学校については、平成30年度は第六中学校に通り、平成31年度以降は、自校の特別支援教室での巡回指導となります。

Q 3 巡回指導では、どんな指導を受けられますか？

A 3 巡回指導では、生徒が学校生活上の困難を改善・克服するための指導を行い、本人が自信をもって通常の学級において充分に自分の力を発揮することができるようになることを目指します。

Q 4 具体的には、どんな指導内容になりますか。

A 4 巡回指導では、生徒一人一人の状況に合わせた指導を行います。例えば、社会性やコミュニケーション能力の向上を目指した学習を行います。また、読み・書き・計算等の中から、特定の学びにおいて困っている状況に合わせて、通常の学級やこれからの生活に生かせる学習の方法を学びます。

Q 5 巡回指導を受ける時間はどの位ですか。

A 5 巡回指導を受ける時間は、在籍学級での授業への影響を踏まえ、週1～2時間を基本としますが、生徒の抱える学校生活上の困難さに応じて最大週8時間の指導を受けることができます。

Q 6 巡回指導の利用について、誰に相談すればいいのですか。

A 6 まずは、各学校の特別支援教育コーディネーターに御相談ください。その他、特別支援教室についてお聞きになりたい場合は、調布市教育委員会指導室（下記参照）まで御相談ください。